

団体登録にあたって

令和5年度版
能代市市民活動支援センター

1 登録できる団体

能代市内で市民活動を行っている、またはこれから行おうとする団体です。以下の項目に該当する団体は登録できません。

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 政治、宗教活動を主たる目的とする団体
- (3) 解散した団体
- (4) 現在、実質的な活動を行っていない団体
- (5) 暴力団またはその統制下にある団体
- (6) 法令及び公序良俗等に違反する団体
- (7) その他センターが適当でないと判断した団体

2 登録にあたって

- (1) 登録団体シートを記入していただきます。省略せず正確なご記入をお願いいたします。未記入がある場合は再度記入をお願いすることがありますのでご了承ください。
- (2) 申請後、別途資料を請求させていただくことがあります。
- (3) 登録後に登録団体シートの内容に変更がありましたら、すみやかにご連絡ください。
- (4) 登録後であっても、登録団体として適切でないと判明した場合、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行いをした場合は、通知せず登録を抹消することがあります。

3 団体登録の特典

- (1) レターケースを無料で利用できます。(当センター内に郵便物専用の住所を持てます)
- (2) ミーティングスペースを無料で利用できます。(会議・打合せに利用できます。予約可)
- (3) facebook、ホームページ、センターブログ、センター内掲示板、センター事業で活動を紹介したり、チラシを配布したり、会員募集の案内をしたりすることができます。
- (4) センター事業をはじめ市民活動団体向けの事業、また助成プログラムのお知らせ等、情報(チラシ)をセンターから随時お届けします。
- (5) その他、活動の様々な補助・相談受付を行います。(例：NPO法人や一般社団法人等の設立の相談、簡単なチラシ作成、〇〇をしてくれる業者・団体はいませんか等の相談、etc)